

## 仕様書

### 1 総則

#### (1) 事業の名称

連続帳票印刷機調達

#### (2) 事業の目的

現行の連続帳票印刷機がメーカーの保守期限を迎えるため、新機種への更新を実施する。

#### (3) 納入場所

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号  
東近江市総務部情報推進課

#### (4) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

### 2 調達機器仕様

連続帳票印刷機 2 台 （指定品）

| 項目   | 仕様        |
|------|-----------|
| 型番   | PP4060    |
| メーカー | PSi Laser |

※オプションの iPS4050 スタッカーを含む。

### 3 保守サービス条件

(1) 調達以降のメンテナンス費用は、別途保守契約を締結する。

(2) 東近江市役所に 2 時間以内で到達可能な範囲に、メンテナンス拠点を設けていること。

### 4 物件の搬入搬出等

(1) 搬入された機器は、担当者によって指示された納入場所に指示どおりに設置すること。また、設置完了後、動作確認を行い、正常動作を確認すること。

(2) 納入場所における機器の設置及び動作確認について、事前に担当者と日時、方法等の打合せをすること。

(3) (1) の正常動作確認後、納入場所において、担当者及び機器の使用者に対して、操作にかかわる指導・説明をすること。

(4) 機器の設置（梱包材等の回収を含む。）、動作確認、操作説明等の諸経費は、受注者の負担とすること。

(5) 納入時に納入先の建物、備品等に損害を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、担

当者の指示に従い、原状に回復すること。

## 5 機密情報の取扱いについて

納入業者は公知のものを除き、本調達業務遂行上知り得た公にできない情報を他に開示、漏えいしてはならない。業務上利用した情報を記録した文書・図画については、業務終了後本市へ返却又は廃棄すること。

## 6 契約不適合責任期間・保証期間

### (1) 契約不適合責任期間

本業務において受注者に起因する改善対応及び障害対応については、1年間全て無償で対応すること。

なお、契約不適合責任期間は納入時点から1年間とする。

### (2) 保証期間

本業務で調達する機器の保証期間は、メーカー保証で対応すること。

## 7 その他留意事項

(1) 機器は新製品であること。リサイクル品は認めない。

(2) 本市の施設等に出入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

(3) 業務を実施するに当たり本仕様に疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

## 8 問合せ先

東近江市総務部情報推進課

〒 527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL 0748-24-5608 FAX 0748-24-5560

E-mail joho@city.higashiomi.lg.jp

担当：北村